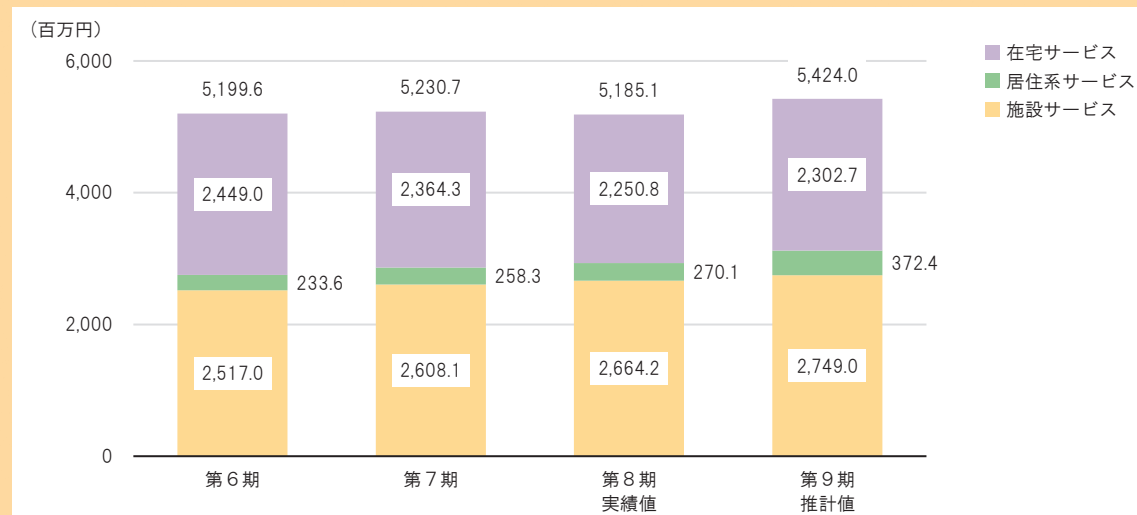


基本方針 3 安定的な介護サービスの提供

高齢者が介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域で安心して生活するため、介護保険事業を安定的に運営し、必要な介護サービスを安心して受けられるよう、サービス基盤の充実を図るとともに、その担い手となる人材の確保等を含めた基盤の整備及び確保に努めます。

■ 給付費の実績と推計値

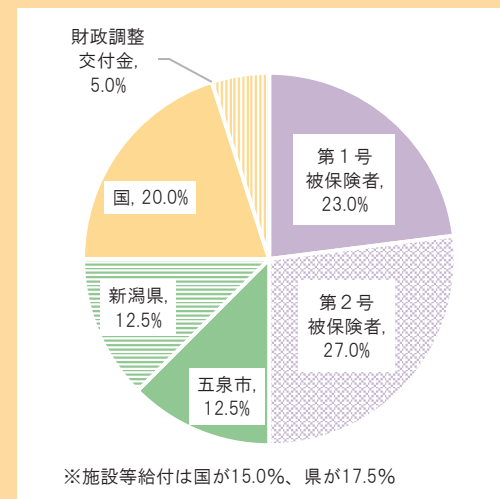
介護保険給付に要する総給付費は増加しており、要介護認定者数の増加に伴って今後もその傾向は続くと見込まれます。第8期計画中は約52億円だった給付費は、第9期計画には約54億円余りになるものと推計されます。



■ 第1号被保険者の介護保険料

介護給付の財源構成は右グラフのとおり、50%を被保険者が負担し、残りの50%を国・県・市が負担します。いままでのサービス利用実績と将来推計をもとに、本計画期間におけるサービス提供に必要な金額を算定し、第1号被保険者の介護保険料基準額を算出しました。

**保険料基準額： 年額 74,400 円
(月額 6,200 円)**



五泉市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（概要版）
発行：五泉市高齢福祉課
〒959-1692 新潟県五泉市太田 1094 番地 1
電話番号：0250-43-3911（代表） FAX：0250-43-0390

五泉市高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

概要版

基本理念

笑顔と信頼にあふれ、住み慣れた地域で活躍し、
健康で安心して暮らせるまち

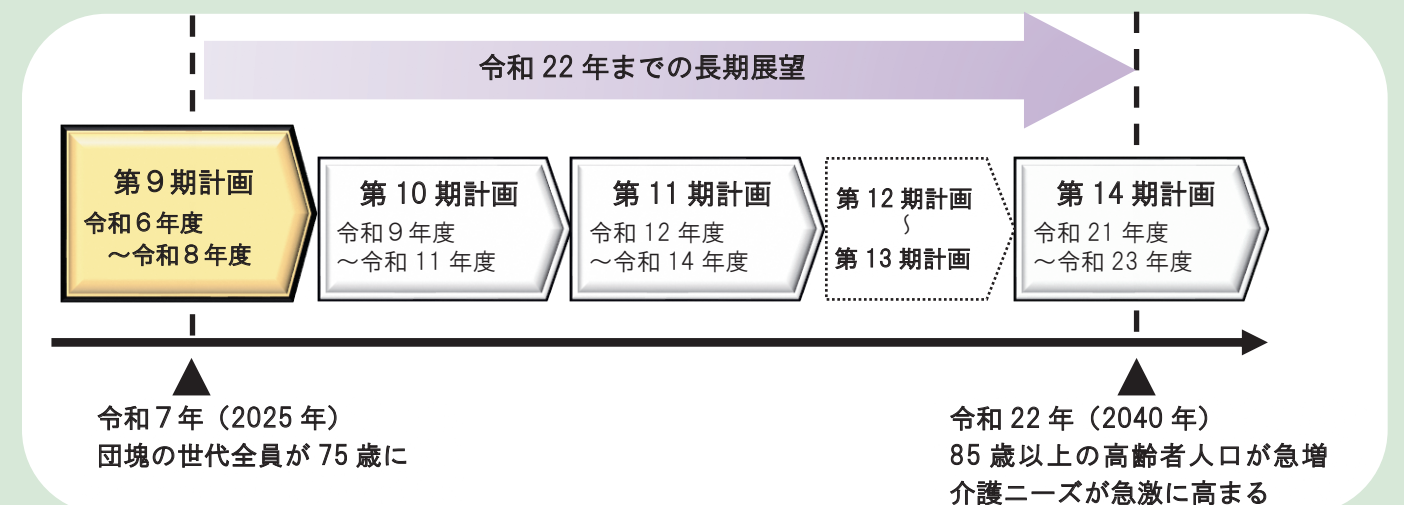
- 基本方針1 住み慣れた地域で安心して生活できる体制の構築
- 基本方針2 高齢者の生活を支えるためのとりくみ
- 基本方針3 安定的な介護サービスの提供

計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく市町村老人福祉計画と、介護保険法第117条第1項の規定に基づく市町村介護保険事業計画であり、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して一体的に策定しました。また、「新潟県高齢者保健福祉計画」、「新潟県地域医療構想」等と整合を図り、かつ、本市の最上位計画である「第2次五泉市総合計画」の基本政策に基づく具体的な施策を実施するものであり、保健福祉分野をはじめとした関連計画との整合・調和を図り策定しました。

計画期間

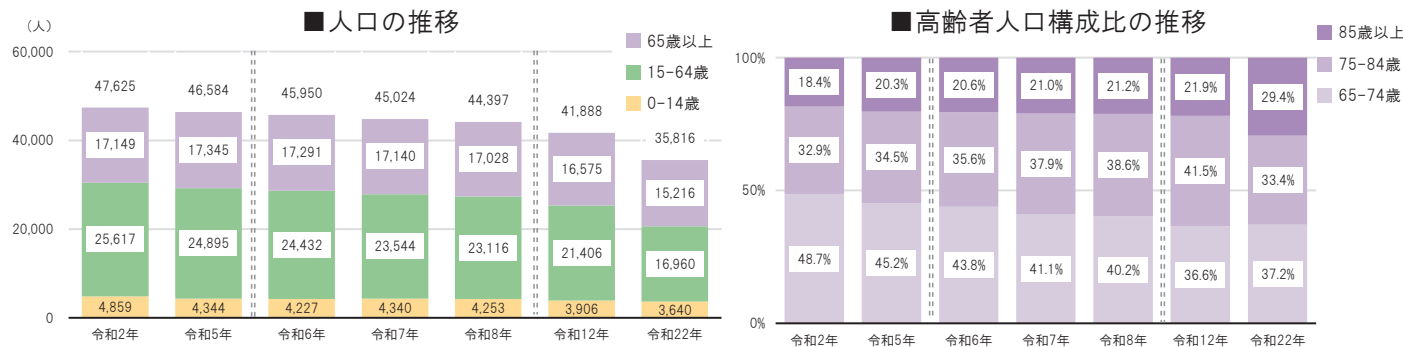
本計画は、団塊世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年とともに、85歳以上の後期高齢者が急増する令和22年を見据えつつ、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間としますが、社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じて見直しを図ります。



高齢化の状況・将来推計

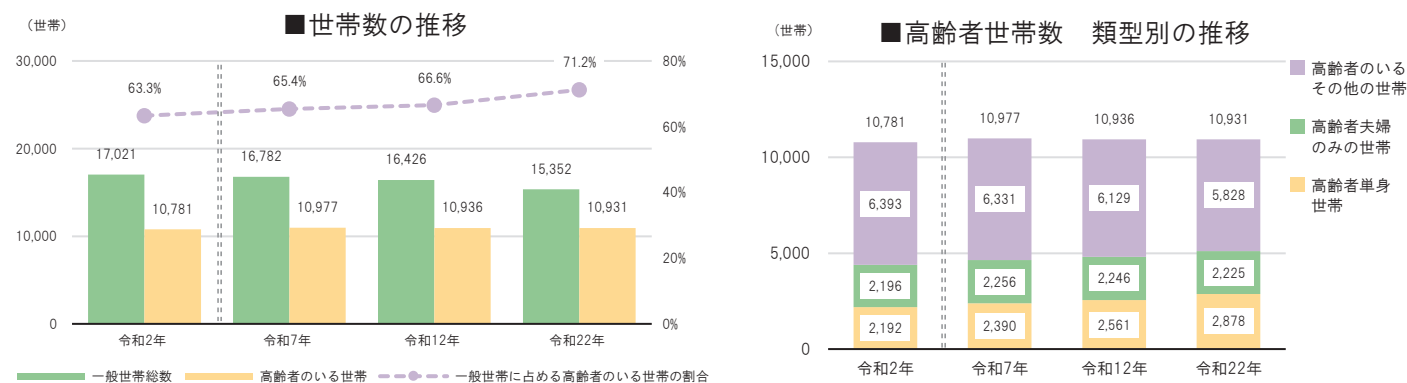
人口の推移

令和5年11月末時点での総人口は46,584人であり、高齢化率は37.2%となっています。総人口は今後も減少傾向が継続すると見込まれますが、65歳以上人口の減少幅が相対的に小さいことから高齢化率は上昇します。また、高齢者の中でも特に85歳以上の占める割合が大きくなるものと見込まれます。



高齢者世帯の推移

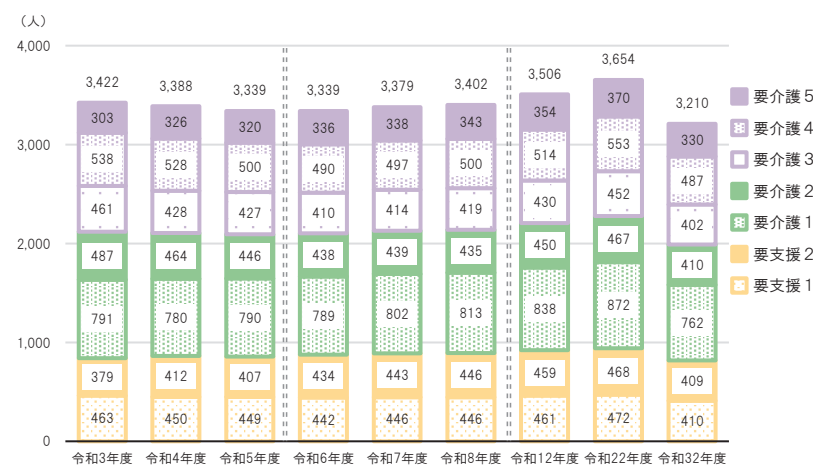
「一般世帯総数」は、長期的に減少傾向で推移する一方で、「高齢者のいる世帯」は、当面は増加するものと見込まれます。また、高齢者世帯を世帯類型別にみると、最も要介護性の高い「高齢者単身世帯」が顕著に増加し令和22年には約2,900世帯になるものと見込まれます。



認定者数の推移と推計

第8期計画期間における認定者数は、3,300～3,400人台で推移しています。第9期計画期間中の認定者数についても概ね同様の水準(3,300～3,400人台)になるものと見込まれます。

また、長期的には介護ニーズの高まる85歳以上の高齢者が増加していくことから、令和22年度にかけて認定者数は増加していくものと見込まれます。



施策の展開

基本方針1 住み慣れた地域で安心して生活できる体制の構築

住み慣れた地域において居宅での日常生活を安心して継続的に営むことができるよう、地域包括ケアシステムの深化を図り、切れ目のないサービスを提供し、認知症の人も含めた全ての高齢者が尊厳を保ちながら穏やかに暮らすことができる体制を整備します。

施策内容	主な事業
1 高齢者の相談・支援体制の強化	総合相談、介護予防ケアマネジメント 権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント 地域ケア個別会議(自立支援・重度化防止に向けた取り組み)
2 認知症対策の推進	認知症初期集中支援推進事業 認知症地域支援・ケア向上事業 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進
3 ささえあう地域づくりの推進	生活支援コーディネーターの配置 協議体の設置
4 医療と介護の連携強化	在宅医療・介護連携の推進 情報共有の支援「いずみネット」 市民への普及啓発(市民公開講座)
5 健康増進と介護予防	介護予防・日常生活支援総合事業の実施 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

基本方針2 高齢者の生活を支えるためのとりくみ

「支える・支えられる」の固定的な関係にとらわれることなく、高齢者が地域社会のなかで各種活動に参加しやすい環境を整備し、人と人、人と社会がつながる多様な関係性のなかで生きがいを持って暮らしていくことのできるまちづくりを推進します。

施策内容	主な事業
1 高齢者の生きがいづくりのための取組	敬老事業・金婚式事業、健康農園事業
2 高齢者の社会参加の促進	シルバー人材センター支援事業 老人クラブに対する支援 集会施設等改修補助金 など
3 在宅生活を支えるサービスの実施	家族支援事業、高齢者生活支援事業 在宅介護支援事業 など
4 安心できる住環境の確保	生活支援ハウス運営事業 養護老人ホーム入所措置事業 有料老人ホーム等設置状況の把握